


所管部課	市民部 課税課	部長	村上 敏彰		
件名	専決処分の承認について（東大和市税条例の一部を改正する条例）				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年3月31日付で専決処分により改正した「東大和市税条例の一部を改正する条例」を同条第3項の規定により、令和2年第2回市議会定例会に報告し、承認を求める。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市たばこ税の課税免除手続の簡素化に伴い規定の整備を行う。</li> <li>・固定資産税のわがまち特例について、地方税法の改正に伴い規定の整備を行う。</li> <li>・法人市民税における外国関係会社に係る所得の課税の特例について、租税特別措置法の改正に伴い規定の整備を行う。</li> </ul> <p>(2) 施行日 令和2年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>地方税法に即した適正な課税が行える。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>(1) 令和2年3月18日 令和2年第1回市議会定例会終了後に、市長より議会に対して専決処分をする旨の説明を行った。</p> <p>(2) 令和2年3月31日 地方税法の一部を改正する法律公布、持ち回り庁議により条例改正審議、条例改正の専決処分、改正条例の公布。</p> <p>※文書課において審査済み</p>					
3. 留意事項（問題点等）					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに第2回市議会定例会の議案とするための事務を進めた。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。